

平成31年度第3回南関町農業委員会会議録

令和元年5月13日(月)
午後1時30分開会
南関町役場第1会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 5番 荒 木 茂 君
 - 6番 西 山 良 輔 君
5. 議 事
 - 第 8号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第 9号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第10号議案 農地利用集積計画の承認について
 - 第11号議案 南関町農作業等標準労働賃金について
6. そ の 他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 竹島 久利 君	副会長 釘崎 眞貴子 君
1番 片山 幸次 君	2番 橋本 勝 君
3番 菅原 和義 君	4番 末竹 信雄 君
5番 荒木 茂 君	6番 西山 良輔 君
7番 片山 カツ子 君	8番 山本 精武 君
9番 大倉 公泰 君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 東田 彰夫 君
書 記 上田 賢 君

平成31年度第3回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） それではご起立をお願いします。時間がまいりましたので、ただいまより令和元年の第3回農業委員会総会を開会いたします。礼。着席。

○事務局長（東田 彰夫君） 皆様こんにちは。本日はですね、委員の皆様、全員出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（東田 彰夫君） それでは農業委員憲章朗読を2番の橋本委員さん、よろしくをお願いします。

○2番（橋本 勝君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会にあたりまして、会長より挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） 皆さん、暑い中こんにちは。

大型連休も過ぎまして、いよいよ田植えの時期となってまいりました。ところで、皆様方は農業新聞は拝読されておられますかね。まだ新委員さんのほうにはまだ来てないでしょう、農業新聞は。（農業新聞は何回だったですかね、取ってる。自分で取っておりますの声）4月から来ていますか。（いいえの声）まだ、（うん、うんね、自分な取りよっですの声）ああそうですか。

その中でですね、来月ごろからでも農業新聞がまた拝読されると思いますけど、その中でですね、旧委員さんたちは、その農業委員の新聞を取っておられると思いますので、その中でですね、3月号に農振除外のその広報があったわけですよ。載ってるわけですよ。それで、農振除外は平成30年度はもう締め切って、平成31年度から新規申し込みが今年から始まっているという記事が載っているところです。

そこでですね、まず南関町でも2、3件の案件がその申し込みがあっているんですけど、その中で中山間事業がまだ来年の3月まで絡みがあるので、一応申し込みは差し控えておるところでございます。その中で、もし来年度からその農振の申し込みが何筆か出てくれば、今後ですね、今後出てくれば、荒廃地がますます進みはせんだろうかということで、いろいろその事務局も私たちもちょっと心配している

ところでございます。農振地区じゃなくて、普通の農振除外地も優良農地がいっぱいあるわけですよ。今、だからそれを何とか守りたいという気持ちで、この夏でも、この1年間の間に何かどうかしようかという思案を今しているところでございます。何か良い案があったらちょっと提案してもらえばちょっと助かりますということです。

それと今年から申請地の案件があがった場合、推進委員さんたちもこの会議に出席をお願いしているところでございます。推進委員さんたちは、今回の申請地のことでいろいろご迷惑と申しますけど、よろしく願いしときます。ということでございます。

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございます。

それでは、南関町の農業委員会会議規則第4条によりまして、以降の議事の進行は、会長をお願いをしたいと思います。

なお、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いします。それでは、会長、お願いします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、議事に入ります。

まず、議事録署名人を指名したいと思いますので、よろしくお願いします。

今回は、議事録署名人として、5番、荒木委員、6番の西山委員さんをご指名いたします。よろしくお願いします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第8号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。第8号議案、農地法3条第1項の規定による農地の所有権移転の許可申請についてご説明いたします。

1番から9番は同一の申請になります。受付日、平成31年4月19日、申請番号25号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

10番、受付日、平成31年4月22日、申請番号15号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

11番と12番は同一の申請になります。受付日、平成31年4月22日、申請番号24号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

13番、受付日、平成31年4月25日、申請番号27号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

14番から16番は同一の申請になります。受付日、平成31年4月25日、申請番号22号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。第8号議案は、農地法第3条1項の規定に基づく、所有権移転許可申請でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました農業委員さんより補足説明をお願いします。

4番、末竹委員。順序を追っていきますので、4番委員からお願いします。

○4番（末竹 信雄君） はい。4番、末竹です。私のほうからは、1番から7番までのことについて説明いたします。

譲渡人、譲受人は親子であり、相続登記により譲渡人名義となりましたが、実際に農業を行う譲渡人の子である譲受人に贈与されるという申請です。先日現地の確認に行きまして、申請書等により協議検討した結果、1番、2番、3番、4番、7番は、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。

しかしながら、5番、6番については、現況が山林化しており、農地の復元が困難な農地であると考えことから、不許可相当であるとの協議結果ございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番、山本委員、お願いします。

○8番（山本 精武君） 8番の山本です。8番と9番について御説明いたします。

1番から7番と同じ人の申請のため、概要は4番委員より説明がありましたので、省略させていただきます。現地の確認を行い、申請書等により協議検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果ございました。ですので、皆さんの審議をよろしく願いします。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

7番は片山委員、お願いします。

○7番（片山 カツ子君） はい。10番について説明いたします。

申請地は、譲受人の所有の農地に隣接しており、今回売買による所有権移転申請がされました。現地を確認を行い、申請書などにより協議検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

6番、西山委員、お願いします。

○6番（西山 良輔君） 6番、西山です。11番、12番について説明いたします。

申請地は譲受人が管理しており、今回、売買による所有権移転申請がなされました、現地を確認及び申請書により協議検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議のほうをよろしくお願いたします。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

5番、荒木委員、お願いします。（13番がありますの声）

○6番（西山 良輔君） 13番も。13番についてご説明いたします。

譲渡人、譲受人は義理の親子関係で、申請地は譲受人が耕作しており、今回贈与による所有権移転申請がなされました。現地を確認を行い、申請書等により協議検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議のほうよろしくお願いたします。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番、荒木委員、お願いします。

○5番（荒木 茂君） 14番から16番についてご説明いたします。

申請地は譲受人が長い間管理しており、今回贈与による所有権移転申請がなされました。現地を確認を行い、申請書等により協議検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議結果でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

事務局、委員の説明が終わりましたが、現地に出向かれました推進委員さんより補足説明がございましたら挙手をもって発言をお願いします。推進委員さん、よろしくお願いたします。何もございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、委員さんより何かご質問、ないようでございますので、採決をいたします。

ちょっと、私のほうがちょっと間違えまして、ないようでございますので、委員さんより何かご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。

(なしの声)

○議長(竹島 久利君) ないようでございますので、採決をいたします。

第8号議案について、1番から4番、7番から16番については、原案のとおり決定することとし、5番、6番は不許可とすることに異議ありませんか。異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第8号議案は、1番から4番、7番から16番については、原案のとおり決定することとし、5番、6番は不許可とすることに決定いたします。

続きまして、第9号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いします。

○事務局(上田 賢君) はい、事務局よりご説明申し上げます。

第9号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は使用貸借権、受付日、平成31年4月23日、申請番号16号、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、転用の目的は個人住宅です。

2番、権利の種類は使用貸借権、受付日、平成31年4月25日、申請番号23号、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、転用の目的は資材置場です。

事務局からの説明は以上です。

○議長(竹島 久利君) はい、ありがとうございます。

第9号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく転用許可申請の2件でございます。ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました委員さんより説明をお願いします。

2番、橋本委員さん、お願いします。

○2番(橋本 勝君) 1番についてご説明いたします。

事業内容は個人住宅の転用許可です。申請地は申請者の実家の隣となります。農業区分は、公共投資がされていない10ha未満の広がり農地であることから、第2種農地と判断されます。個人住宅用地として160㎡で妥当な面積だと思われます。資金計画、排水計画、排水同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和元年6月15日から令和2年3月1日までの予定で、許可後、速やかに申請にかかわる目的どおりに施工されるものと思われます。

現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているものと協議結果でございます。ご審議のほうよろしくお願

ます。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番委員、末竹委員、お願いします。

○4番（末竹 信雄君） 4番、末竹です。私は2番についてご説明いたします。

2番は、資材置場への転用許可申請です。本案件は既に転用事業がなされている案件になり、始末書が添付されております。農地区分は、公共投資がされていない概ね10haの広がりのない農地の団地であることから、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、資材置場として162㎡、通路・積み替え箇所として206㎡の利用計画で、面積は妥当だと思われま。

現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。ご審議のほうよろしく願います。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

事務局、委員の説明が終わりましたが、現地調査に出向かれました推進委員さんより、補足説明がございましたら挙手のうえ、発言をお願いします。何かございませんか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、委員さんより何かご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第9号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第9号議案は、原案のとおり許可相当であることを意見決定をいたします。

続きまして、第10号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局より内容説明をお願いします。事務局。

○事務局（上田 賢君） 事務局より説明を申し上げます。第10号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

番号1番、利用権等の種類は所有権であります。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は1,953㎡、中間管理機構の特例事業による売買となります。売買価格は記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

第10号議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の1件でございます。

事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第10号議案について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第10号議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、第11号議案、「南関町農作業等標準労働賃金について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

議案資料をですね、本日別途でお配りさせていただきましたA4縦紙のですね、上のところに「南関町農作業等標準労働賃金」と記載があるものが今回の議案資料となります。

例年ですね、農業委員会の方で各種農作業に対するですね、農業賃金のほうをお知らせという意味で広報誌に載せております。今回ですね、変更がある箇所だけを説明させていただきますと、一番上の一般農作業のところ、1日8時間としてですね、6,100円としております。こちらが変更した理由といたしましては、昨年の10月1日からですね、熊本県の最低賃金が762円に変更されたことに伴いまして、修正を行っております。なお、こちらについてはですね、農地の場所や形状、その他によってですね、と、お互いのお話し合いによってですね、金額のほうは決めていただくことになるんですけども、そちらのあくまでも参考資料として、この次の6月号の広報誌に掲載する予定です。また、問い合わせがあった場合にはですね、役場のほうでもお答えいたしますし、必要な方については配布も行う予定です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。第11号議案は、農作業等標準労働賃金についてでございます。（これは去年と変わらんということかな、大体はの声）（そうですねの声）（一番上だけが違うたいな。わかりましたの声）

何かほかにご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

- 8番(山本 精武君) ここに生粃運搬で書いてあるですね。生粃運搬10a当たり1,000円と書いてありますが、これはなかなかねえ、もらえるようでもらえんというような感じだからですね。今まで大体コンバインで皆さんのを刈ってやる時のことでしょうか。その運搬賃は今まであるようでないようで、もらっている人はおらんと思いますけど、もらっても大丈夫ということたいな。
- 9番(大倉 公泰君) よかですかね。(はいはいの声) これ自分が車で持っていったときはタダだけど、車を持っていかんときは1,000円ぐらい今、業者さんは取っているみたいですね。(ああ取ってるの声) うん(ああそうですかの声)
- 議長(竹島 久利君) その持っていったときに、その標準の中に運賃というてから含めて入れれば何も問題、一応ここは賃金標準として出してるもんだから、これを出しかんとちょっとわからんもんで。(はいはい、それはもうそうでしょうかの声) そのほかに何かございませんか。(すみませんの声) はい、どうぞ。
- 3番(菅原 和義君) 代掻き、縦横1回で、1回で7,000円と8,400円の値段ですか。縦横が1回とみなすとですか。
- 8番(山本 精武君) 縦横で1回掻きあげたということでしょうね。
- 3番(菅原 和義君) ああ、1回ずつなら倍になるけん、縦横したら2回になるけん。
- 8番(山本 精武君) いやいや、それはもう含めたところですか。縦横含めたところでしょう。
- 議長(竹島 久利君) あのですね、縦横で1回をみとるわけでしょう。だから、1反当たり7,000円と8,400円としてるのは、圃場整備の反と未整備の反で分けてるわけですよ。そういうことで、縦横1回ずつで、圃場整備反で7,000円、未整備のところでは8,000円ということ。あくまでも標準規定なもんで、これを標準として作業してもらわんとちょっと。(またこれがないとですねの声) これがないと。(はいの声) はい、どうぞ。
- 9番(大倉 公泰君) 縦横でもですね、縦が1回掻くでしょうが、やっぱり横は時間がかかるんです、コンバインが回れば、田植えの機械が。縦は1回でよかと思えますよ。横だけは2回は、土地の機械が回るとこは2で書いてかんな、田植機がどう通るかですね、1回でよかと思えます。横だけは2回にしとかんなら、回っただけが、そう思います。
- 議長(竹島 久利君) それは機械屋さん、そういうことでやってください。
(雑談あり)
- 議長(竹島 久利君) あくまでもこれは基準ですからね。(そうそうそうの声)

ほかに何かございませんか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第11号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第11号議案は承認されました。

-----○-----

6. その他

○議長（竹島 久利君） 次に、その他の事項でございます。事務局より説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい。今回はその他事項としては、事務局から特に用意はしておりません。

○8番（山本 精武君） 上田さん、このメンバー表を作ってもろてよか。ここにいつも貼ってたけんね。名前ばほらなかなか覚えんけん。

○事務局（上田 賢君） うっかりしておりました。作ります。今度議案書と一緒に送ります。失礼いたしました。

○8番（山本 精武君） ここに貼ってないとね、何番がだれで、私たちは年寄って記憶が・・・。

○議長（竹島 久利君） それでは、委員の皆さんから、何か全体で意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

-----○-----

7. 閉 会

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、お諮りいたします。

本日の議決事件の字句の整理を議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(はいの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆さん方には慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、議長の席を下りさせていただきます。

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございます。それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい。それではご起立をお願いします。

それでは、これをもちまして第3回の農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時02分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人